

関西医療大学校友会会則

第一章 総 則

第1条（名 称）

この会は、関西医療大学校友会（以下、「本会」）と称する。

第2条（事務所所在地）

本会は、大阪府泉南郡熊取町若葉 2-11-1 関西医療大学内に事務所を設ける。

第二章 目的及び事業

第3条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を図り、併せて関西医療大学の発展に尽くすことを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 主として会員研修会及び関西医療大学の発展に寄与する事業
- (2) 会員情報の整備及び管理
- (3) 会員の懇親及び慶弔
- (4) 会報等の発行並びに広報活動
- (5) 在学生に対する就学支援等に寄与する事業
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第三章 会 員

第5条（会員の構成）

会員は、関西医療大学又は関西医療大学大学院に入学し、会費を納入した者とする。

第6条（会費納入の義務）

会員になろうとする者は、入会に際し、第7条に定める会費を納入しなければならない。

第7条（会 費）

会費は、終身で 30,000 円とする。

第8条（退 会）

会員が希望すれば、申請をもって自由に退会できる。

ただし、既納の会費については返金しないものとする。

関西医療大学を退学しようとする者は、同時に校友会も退会扱いとする。但し、校友会退会申請書を提出した場合は、会費を全額返金する。

第9条（会員の権利）

会員は、本会が主催する研修会等の事業への参加は原則無料とする。

第10条（会員名簿）

本会は、会員の氏名及び住所等を記載した会員名簿を作成し、本会の事務所に備え置き、厳に管理するものとする。

第四章 組 織

第11条（構 成）

本会は、関西医療大学が設置した学科に部会をつくることができ、鍼灸部会、理学療法部会、ヘルスプロモーション部会、看護部会、臨床検査部会、作業療法部会の6部会から構成する。

- 2 部会は部会役員として、部会長、副部会長並びに総務、財務、学術及び広報に関する委員長を選出し、部会役員は部会の職務及び第4条の事業の任務を遂行する。

第12条（運 営）

第11条第1項に規定する部会は、独自の組織として本会との協議の上、自主的に運営を行う。ただし、会則などの重要事項に関しては、本会理事会にて議決を得ることとする。

第五章 役 員

第13条（役員の名称と定数）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監 事 3名以内

- 2 会長の任期は1期2年とし、再任は妨げない。ただし、3期6年までとする。
- 3 会長を除く、他の役員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- 4 補欠で選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第14条（役員を選出）

役員は、会員の中から選出する。

- (1) 会長は、理事会で理事の互選により選出する。
- (2) 副会長は、会長が第 13 条第 1 項第 3 号に規定する理事の中から任命する。
- (3) 理事は、第 11 条第 1 項に規定する各部会の推薦を受けて会長が任命する。
- (4) 監事は、理事会で選出し、総会で選任する。

第 15 条（役員の仕事）

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表してすべての会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会並びに総務、財務、学術及び広報に関する各種委員会などの会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の財務状況等の職務執行を監査し、総会で報告する。
また、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 16 条（報酬）

役員には、理事会の決定により、その職務執行を行うための報酬を支給することができる。

第 17 条（事務局職員）

会長は、事務局職員を若干名任命し、置くことができる。

なお、事務局職員の任期は雇用開始日からその年度末まで最大 1 年間とし、契約により更新することができる。

第六章 総会及び会議

第 18 条（会議の種類）

本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 通常総会
- (2) 臨時総会
- (3) 理事会
- (4) 各種委員会
- (5) その他

第 19 条（総会及び臨時総会）

通常総会は、毎年 1 回会長がこれを招集する。

ただし、会長が必要と認めたとき、及び会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合、臨時総会を開くことができる。

2 通常総会には会務を報告しなければならない。

第 20 条（理事会）

理事会は、会務を執行する。

2 理事会は、その運営に必要な規程を別に定めることができる。

第 21 条（議事録）

第 19 条に規定する会議の議事については、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

また、これを事務所に 10 年間保存するものとする。

第 22 条（オブザーバー）

第 4 条に規定する事業並びに第 19 条に規定する会議を円滑に進めるために、理事会が必要と認めるとき、オブザーバーとして有識者に出席を求めることができる。

第七章 会 計

第 24 条（財 務）

本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

第 25 条（会計報告及び監査）

監事は、財務担当理事から提出された収支決算報告について、年 1 回以上会計監査を行い、総会で報告しなければならない。

第 26 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

附 則

1. 2022 年 4 月 1 日から、関西医療学園校友会より分離し、関西医療大学校友会を設立する。
2. 第 5 条（会員の構成）については、関西鍼灸短期大学、関西鍼灸大学に入学し、会費を納入した者を含む。
3. この会則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。